

人権の約束事運動推進活動支援事業  
< 補助金交付申請 募集要項 >

事業概要

「人権文化のまちづくり」の推進を目的に、人権の約束事運動の周知や参加登録促進につながる活動に対し補助金(上限 100,000 円)を交付します。

申請資格

人権の約束事運動「ほっとハート北九州」参加登録団体

※公的機関(国、地方公共団体、学校、市民センター等)は除きます。

※まちづくり協議会や PTA(父母教師会)などの地域で活動する団体は、公的機関を拠点に活動する場合でも申請団体となることができます。

対象となる活動

令和7年8月1日から令和8年2月28日までの間に実施される、以下のいずれかに該当する活動が対象となります。

- ・人権の約束事運動の周知または参加登録の促進につながると認められる活動
- ・人権文化のまちづくりを進めるイベントであり、その中において人権の約束事運動の周知または参加登録の促進につながると認められる活動が行われるもの
- ・登録した人権の約束事の実践のための活動

ただし、次のいずれかに該当する活動は除きます。

- ・国又は地方公共団体(外郭団体を含む)が主催または共催するもの
- ・国又は地方公共団体(外郭団体を含む)から他の補助金等の交付を受けているもの
- ・営利を目的として行われるもの ・特定企業の広報、宣伝を目的として行われるもの
- ・特定の政治又は宗教活動を目的として行われるもの
- ・令和8年2月28日までに完了しないもの
- ・暴力団を利用するおそれがあると認められるもの
- ・その他市長が適当でないと認めたもの

過去交付活動例と補助対象費目

- 人権講座の開催  
(費目;講師謝礼・交通費、会場費、広報費、資料印刷費、通信費)
- 人権研修会の開催と同会啓発用パネルの作成  
(費目;啓発資料及びパネル作成費、会場費、広報費)
- モモマルくんを活用した福祉施設の人権啓発イベント  
(費目;広報費、資料印刷費、通信費、消耗品費) など

イベントにぼくも  
呼んでね!



マスコットキャラクター  
モモマルくん

申請書の受付期間

令和7年5月7日(水)～令和7年6月10日(火)17:15までに必着

補助金交付額 : 1団体100,000円以内

- 補助対象経費に対して、上記金額を限度に、約10団体に交付予定。
- 補助対象経費は、下表のとおり、活動に直接必要と認められるものに限定されます。

| 補助対象経費                                                                                          | 対象外経費                                                                                                                                               |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 会場費、広報費、通信連絡費等、啓発物作成費、活動に際して必要な物品の購入費、専門的な技術を要する業務にかかる委託料、研修会等の開催に当たっての講師謝礼、講師交通費、行事を対象とした保険料など | 通常の団体運営にかかる経費、食料費、活動内容に比較して高額な備品の購入費、活動の本体部分にかかる委託費(広報、研修会の開催)、人件費(アルバイト日当含む)、活動者個人を対象とした保険料(対象となる活動が事前に限定されないもの)、対象経費であっても交付決定日より以前に実施・作成・購入したものなど |

- 実績報告時には、補助対象経費について、領収書と見積書等(領収金額の内訳が分かるもの)にかかった経費全ての写しの提出が必要です。

**申請方法: 令和7年6月10日(火)17:15までに必着**

- ※下記の①～⑤を人権文化推進課に御提出ください。
- ※書類不備に備え早めの提出をお願いします。書類が揃った時点で、人権文化推進課へご連絡ください。
- 提出物 ①人権の約束事運動推進活動支援事業補助金交付申請書(様式1)  
 ②実施計画書(様式2) ③収支予算計画書(様式3)  
 ④事業概要(様式あり。原則ワードデータで提出) ⑤講師の経歴(講師を招聘する場合)
- ※申請書・請求書・報告書等について、押印を省略できるようになりました。
- ※提出書類は必ずコピーを保存しておいてください。
- ※様式は、北九州市ホームページ([https://www.city.kitakyushu.lg.jp/contents/924\\_11456.html](https://www.city.kitakyushu.lg.jp/contents/924_11456.html))からダウンロードできます。

市政情報 → 計画・条例・選挙・人権 → 人権 → 人権の約束事運動「ほっとハート北九州」  
 → 人権の約束事運動推進活動支援事業補助金

**事業の評価基準(以下の基準により評価し、評価検討会の意見を得たうえで、補助金交付の可否を決定します。)**

- 内容;人権をテーマとしたものであるか  
 波及;一般市民への波及効果がある事業か  
 周知;人権の約束事運動の周知につながる事業か  
 新規登録;人権の約束事運動の参加登録につながる事業か  
 経費;補助対象経費の支出内容は適当か
- ※ 特に法務省が指定する「令和7年度啓発活動強調事項」の項目をテーマとしているものについては加点があります。  
 テーマ詳細は法務省ホームページ([https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04\\_00005.html](https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00005.html))で確認してください。
- ※ 地域の人権意識の向上に向け、人権関係団体やまちづくり団体等、複数の団体が一緒に企画した事業である場合は、加点があります。
- ※ 人権文化推進課が行うコーディネーター養成講座修了者が企画・実践するもの、もしくは講師等に活用して事業実施するものについては、加点があります。
- ※ 多くの団体への機会を増やすため、過去に補助金交付を受けている団体は、交付を制限することがあります。
- ※ 同等の検討結果であれば新規申請団体を優先する等、運動の広がりを重視します。

### 補助金の交付決定

- 交付の可否結果については全申請者に通知します。
- 交付決定団体は、事業実施前に概算払で補助金を請求してください。実施後は20日以内に、補助対象経費についての領収書と見積書等の写しを添付して、実績報告書を提出してください。
- 交付団体名や交付事業名については公開します。実施状況について会議等で報告していただく場合がありますのでご承知おきください。